



令和元年度

令和元年 12 月 10 日

事務所だより 第4号

益田教育事務所



「違い」が認められる社会に ～多様性から多様性理解へ～

学校教育スタッフ企画幹 上田陽一郎

日々の生活の中で「自分たちと違うから」とか「常識とかけ離れているから」ということを理由にだれかを排除することはあがちではないでしょうか。また自分とは違うことだけでダメなものとして扱ったり、まるで人と違うことはいけないもののように捉えてしまったりしがちではないでしょうか。



しかし本来、私たち人間にはそれぞれ個性があり、全て異なった存在です。「違う」ことは当たり前で、一見似かよった外見を持ちながらも、「多様性」に富んだ違いを持つのです。最近、この「多様性」という言葉を、例えば外国人や LGBT などある意味「わかりやすく違う」人たちがいることをそう呼ぶ傾向があります。果たして「多様性」とはそうした「わかりやすい違い」を指しているのでしょうか。決してそうではないと思います。

例えば、「好きなことは何ですか」と問えば、「サッカーが好き」「水泳が好き」「映画を観るのが好き」などといった答えが返ってくるでしょう。同じ映画好きでも、毎月のように映画館へ足を運ぶ人もいれば、家でゆっくり映画を楽しむのが好きな人もいます。映画にはポップコーンが欠かせないという人もいます。物事に対して繊細な感覚を持つ人もいれば、屈強な人もおり、物事を冷静に見る洞察力を持っている人もいれば、瞬発力に優れた人もいます。このように、それぞれの顔が異なっているのと同じように、考え方や感じ方というものは驚くほどの多様性を持っています。

人と人との違いは、国の違いや歴史の違い、人種の違いによるものだけではなく、それぞれが存在するだけで生まれます。違うことは決して悪いことではなく、ごく当たり前存在するもので、違うことが普通であるとも言えます。自分の隣にいる人が違うのは当たり前で、だからこそ私と違うあなたには価値があるし、それが多様性を生んでいるのだと言えるのだと思います。わざわざ違う人を作らなくても、そこに多様性は存在しているのです。私たちに求められるのはその多様性を認める「多様性理解」の方ではないかと思うのです。

社会生活を送る上では「これからの社会は、こんなふうになったらいいよね」とか、組織というチームで働く時には、「私たちにとって、これって大事だよ」という共通の理想や価値観を抱きながら、「一人一人の個性は違うけれど、理想に向かって協力できることは協力しようよ」という、多様な個性が一つの場集えることが大切なのではないかと思います。学校という場においても、児童生徒がお互いの違いを理解し合いながら、それぞれの良さが発揮できるようにしていくとともに、教職員集団が多様性を理解し尊重し合う「ONE TEAM」となるようにしたいものです。

「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成・活用していますか？

学校教育スタッフ 福島 淳次

島根県では、「切れ目ない支援体制整備充実事業」に取り組んでいます。各発達段階を通じ、円滑な情報の共有、引継ぎがなされるためには、就学前段階から就労段階にわたり、各学校等で個別の支援情報に関する『個別の教育支援計画』等を作成することが欠かせません。就学、進級、進学、就労の際に、記載された情報の取扱いに十分配慮した上で、その内容が適切に引き継がれる仕組の整備を充実していくことが求められます。

各校においては、特別な支援を必要としている児童生徒の実態に合わせた「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成し、活用しているところだと思えます。「個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用」については、学習指導要領（平成29年告示）の総則第4の2（1）エに、下のように示されており、特別支援学級在籍児童生徒、通級による指導を受ける児童生徒については、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」の作成が義務付けられました。

個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

障害のある児童生徒などについては、家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で児童生徒への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成し活用することに努めるとともに、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成し活用することに努めるものとする。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を作成し、効果的に活用するものとする。

個別の教育支援計画とは…

教育、医療、福祉、労働等の関係機関が連携・協力を図り、障害のある児童生徒の生涯にわたる継続的な支援体制を整え、それぞれの年代における児童生徒の望ましい成長を促すための支援計画。その支援計画のうち、幼児児童生徒に対して、教育機関が中心となって作成するものを、個別の教育支援計画という。

個別の指導計画とは…

個々の児童生徒の実態に応じて適切な指導を行うために学校で作成されるもの。教育課程を具現化し、障害のある児童生徒など一人一人の指導目標、指導内容及び指導方法を明確にして、きめ細やかに指導するために作成するもの。

(次ページへ続く)

指導計画の作成に当たっては、当該児童生徒の担任や特別支援教育コーディネーターが中心となりますが、担任や特別支援教育コーディネーター任せにするのではなく、当該児童生徒に関わる教員が協力していくことが必要です。どんな目標を、どこの場で、誰が、何を指導し、どんな支援が必要なのかを明確にし、共有することが欠かせないからです。そして、作成すること自体が目的ではなく、それを基に、「実施、評価、改善を繰り返すこと」「教員間・保護者・関係機関と連携すること」が重要であり、それが、切れ目ない、一貫した支援につながっていきます。

また、「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」は、通常の学級の担任も含む全ての教員が、自分が中心となって作成する可能性があります。日頃から、二つの計画についての正しい理解と認識を深めておく必要があります。

現在、各校においては、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」を作成・活用することが、当たり前のように感じられてきていると思いますが、今一度、下の項目で振り返っていただき、児童生徒の各発達段階において適切な学びや支援が保証され、また、切れ目なく引き継がれていくことを意識して、「個別の教育支援計画」や「個別の指導計画」の作成・活用に取り組んでいただきたいと思います。

- 特別な支援を必要としている児童生徒の「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」は作成されていますか？
- 目標や支援は、その児童生徒の実態に合ったものですか？
(誰にでも当てはまるものではなく...)
- 短期目標は、具体的(場の限定、基準を設定等)なものですか？
- 「個別の指導計画」は、実際の学習活動と結びついていますか？
- 校内での情報共有に活用していますか？(教科担当と、交流学級担任と)
- 定期的に、各計画の見直し(実施、評価、改善)を繰り返していますか？
(随時、加筆・修正を！)
- 保護者へ「個別の教育支援計画」「個別の指導計画」を作成する目的を伝えていますか？
- 切れ目ない支援が行われるために、関係機関と連携・協力していますか？
- 保護者の同意のもと、就学、進級、進学、就労において、必要となる事項が確実に引き継がれていますか？



「学校以外の学びの場」

益田市教育委員会

派遣指導主事 増野 裕章

今年の10月に、以下のような内容の「通知」が出されました。(一部抜粋)

1 不登校児童生徒への支援に対する基本的な考え方

(1) 支援の視点

不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること。

(2) 学校教育の意義・役割

児童生徒の才能や能力に応じて、それぞれの可能性を伸ばせるよう、本人の希望を尊重した上で、場合によっては、教育支援センターや不登校特例校、ICTを活用した学習支援、フリースクール、中学校夜間学級(以下、「夜間中学」という。)での受入れなど、様々な関係機関等を活用し社会的自立への支援を行うこと。その際、フリースクールなどの民間施設やNPO等と積極的に連携し、相互に協力・補完することの意義は大きいこと。

※元文科初第698号 令和元年10月25日 文部科学省初等中等教育局長

この2つは、不登校児童生徒に対して、

『学校復帰のみを目標にしないこと』

『学校以外の学びの場を活用すること』

とまとめることができます。

益田市では「学校以外の学びの場」として以下の4つを開設しています。

○ふれあい教室(子ども・若者支援センター内)

…不登校、不登校傾向のある子どもたちの相談を受け付け、学習の支援や居場所としての利用などを行う。

○ほっとルーム(子ども・若者支援センター内)

…不登校・ひきこもりなどの困難を抱えている高校生から40歳未満の若者、その家族の相談や居場所の提供。

○心のかけ橋

…スポーツ・調理活動・遊びなどの活動をしたり、静かに過ごしたりして、子どもたちが安心して過ごせる場所を提供。

○クラスジャパン(NPO法人 志塾フリースクール)

…自宅等でインターネットを通じての学習やクラスジャパンの担任とコミュニケーションをとることも可能。通所での利用もあり、クラスジャパン担任の家庭訪問もある。

通知の後半では「不登校児童生徒の一人一人の状況に応じて、教育支援センター、不登校特例校、フリースクールなどの民間施設、ICTを活用した学習支援など、多様な教育機会を確保する必要があること。」との記述もあり、不登校児童生徒が主体的に社会的自立や学校復帰に向かえるよう、不登校が生じないような「魅力ある学校づくり」を推進するとともに、多様な教育機会の活用を支援しています。

『強くたくましい吉賀のサクラマス』のための 次の第1歩は？

吉賀町教育委員会
派遣社会教育主事 水上 真悟

吉賀町では毎年、その年度のサクラマスプロジェクト※¹のまとめの場として活動報告会を開催しています。昨年度の会では、テーマを「吉賀町の未来を考える～若者の参加から参画へ～」とし、「高校生による講演」「中高生によるパネルディスカッション」を組み入れました。そして、この会の参加者の中から吉賀町の未来について、以下のような意見が出されました。

- ・「子どもが地域のひと・もの・ことにまみれる」サクラマスプロジェクトから、「大人と子どもが共に地域をつくる・共に学んでいく」サクラマスプロジェクトへとステップアップしてほしい。
 - ・大人には「地域づくりに関して、中高生にもっとアイデアを出してほしい」という願いがあり、中高生には「アイデアを出せる場や活動ができる場が欲しい」という願いがある。
- そこで、今年度は、吉賀町の色々な所で中高生と大人の対話の場が生まれました。

※ 吉賀町で中高生と大人との対話を通して、生まれた動き

① 蔵木地区サクラマスプロジェクト地域会議（蔵木ふるさとまつりの話し合いにおいて）

昨年度より30年以上ぶりに復活を果たした「蔵木ふるさとまつり」において、今年度は若者の意見を取り入れようと、地域会議に高校生を招集し協議の場が設定された。

高校生より、「祭に来た子どもたちの遊びの場や飲み物が必要だ」という、参加した子どもの目線に立った意見が出され、実際に子どもが遊ぶことができるコーナーが設けられた。

② 六日市地区サクラマスプロジェクト地域会議（みろく公園の魅力化プロジェクトの話し合いにおいて）

「地区内にある『みろく公園』を魅力的なものにして、地域住民の憩いの場にしたい。」という地域住民の願いを活かし公園の魅力化を軸に「人づくり」を行っていくことになった。そこで今年度は、校区の中学生が参画し話し合いを進めている。清掃活動をイベント化した「宝さがし×草とり×バル in 『みりよく』公園」や「ウォーキングしてみろく公園で会おう」などが企画され、実施に向けて協議中。

③ 「ミーティングしますか（益田市、津和野町、吉賀町の3市町の中高生と大人を集めた対話の場）」の吉賀町参加者振り返りにおいて

これまでの「ミーティングしますか」に参加した中高生と関わった大人が集い、「ミーティングしますか」で感じた願いの共有や「やってみよう」を実現させるための場として設定された。それぞれの「こんなことしてみよう。」が語られ、学生と大人との対話の場「はじまりの会」の実施に向け協議中。

それぞれの対話の場で、中高生は、自分の考えに大人が反応し具現化していく可能性を実感することで充実感をもち、大人は、中高生の考えを具現化するために自分たちにできることを前向きに考える姿が見られました。各々が当事者となり願いや夢を語り合う建設的で有意義な時間となっていました。

今後、吉賀町の各地区でこのような中高生と大人の対話の場や学校外での中高生の活躍の場が増えていくはずで、このことが「大人と子どもが共に地域をつくる・共に学んでいく」サクラマスプロジェクトへの次の第一歩であり、要となるはずで、

素敵な“吉賀町の未来”のために、大人も子どももそれぞれの役割を果たし、「強くたくましい吉賀のサクラマス」を育てる動きを皆でつくっていきたいと思います。社会教育主事として地域の大人や子どもたちの様々な学びや活動を支えていきます。

※1) サクラマスプロジェクト・・・「ふるさとでの学びや体験をもとに、いつの日かふるさと吉賀町を支える人材(財)の育成」を目的とした吉賀町の人材育成プログラム

「総務課」から 教職員のみなさまへ

「旅費」に関する
ワンポイントⅡ

原則、「領収書」を提出することになっています

前回は「宿泊地の基準（原則は用務地＝宿泊地）」についてお伝えしました。
今回は、「領収書」についてのお願いです。旅費の交通費、宿泊費は実費額で支給されます。
よって、領収書の提出がないと旅費の精算ができないため、次の3点に注意してください。

- ① 領収書を必ず発行してもらうこと。
- ② 万が一、紛失した場合には…再発行を依頼すること。
- ③ 旅行雑費については、利用の承認がされていること。



補足①

「領収書に次の内容が書かれていますか？」

金額、発行者、発行日、利用日、利用区間、利用便名、食事の有無

※記載がない場合は、
貼付台紙の余白に記入

※発行者が、正当債権者ではない場合、領収書として認められません。

☆正当債権者とは⇒例えば、宿泊料であれば宿泊施設、手配をした旅行会社等
（「市教研〇〇部会」等、主催団体名での領収書は認められません。）

補足②

「ETC を利用される場合」 ※高速道路利用の承認が必要

ETC を利用された場合は、利用時間、利用日、車種により様々な割引形態が生じるため、支払い内容が客観的に確認できるもの（利用証明書）をご準備ください。

【発行手順】…①ETC 利用照会サービスの登録をする。②利用証明書を出力する。

※登録していない場合は、料金所で領収書を受け取る。

「ETC 利用照会サービスを登録していないため、確認書類が提出できない。」という理由で支払確認書を提出されることは、好ましい方法ではありません。

【参考資料】

| 区 分 | | 領 収 書 の 添 付 | 備 考 |
|-------------|-------------|----------------|---|
| 宿泊料金（上限あり） | | 必 要 | 食事の有無、連泊の場合は 1 泊ごとの金額を明示 |
| 交通費 | 航空機 | 必 要 | 搭乗案内券、搭乗証明書(便名確認) |
| | 特急を利用した鉄道 | 必 要 | |
| | フェリー・高速船 | 必 要 | 高速船の利用には理由が必要 |
| | 高速バス | 必 要 | |
| | 特急を利用しない鉄道 | 省略可 | 利用時に利用区間、運賃をメモ等で記録する 《精算時に、事務担当者へ報告する》 |
| | 地下鉄 | 省略可 | |
| | 路線バス | 省略可 | |
| | 借上バス | 必 要 | 請求書、実施計画等を添付 |
| その他 (雑費) | 高速料金 | 必 要 | 「公務上必要」と認められる場合利用可 詳しくは「旅費の手引き」P11～参照 |
| | 駐車場料金、駐輪場料金 | 必 要 | |
| | タクシー | 必 要 | |

※ただし、実際に利用されたもののうち、条例・規則等が適用となる範囲内で支給されます。